

事 務 連 絡

平成 2 8 年 5 月 1 1 日

各 政 令 市 保 健 所 長 様

各 健 康 福 祉 事 務 所 長 様

兵 庫 県 健 康 福 祉 部 健 康 局 医 務 課 長

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する法律等の施行等について」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長及び同省医薬・生活
衛生局長及び同省保険局長及び同省政策統括官（社会保障担当）より通知があ
りましたので、お知らせします。

厚生労働省令の一部改正に伴い、処方せんについても、書面に代えて電磁的
記録による保存、作成及び交付等が可能となったものです。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵 庫 県 医 師 会

兵 庫 県 歯 科 医 師 会

兵 庫 県 病 院 協 会

兵 庫 県 民 間 病 院 協 会

兵 庫 県 精 神 科 病 院 協 会